5　［略］	
6　地上式二級火薬庫の基準	
一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二　［略］	二　［略］
三　［削除］	三　［削除］
四　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	四　［略］
五～七　［略］	五～七　［略］
7～18　［略］	

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準	
一～三　［略］	一～三　［略］

5　［略］	
6　地上式二級火薬庫の基準	
一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一　第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二　［略］	二　［略］
三　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の入口の扉	三　火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
四　第二十六条第一項第一号の三の火薬庫の小屋組及び屋根	四　［略］
五～七　［略］	五～七　［略］
7～18　［略］	

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準	
一～三　［略］	一～三　［略］

四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
五～十四　［略］	五～十四　［略］
十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五　火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
十六　第二十四条第十六号の警鳴装置	十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査する。
3　［略］	
4　地中式一級火薬庫の基準	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
六～八　［略］	六～八　［略］

四　第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四　火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。
五～十四　［略］	五～十四　［略］
十五　第二十四条第十五号の点灯設備等	十五　火薬庫の外部の点灯設備及び天井裏又は屋根の維持管理状況を目視により検査する。
十六　第二十四条第十六号の警鳴装置	十六　見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査する。
3　［略］	
4　地中式一級火薬庫の基準	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第二十五条第四号の火薬庫の入口の扉	五　火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。
六～八　［略］	六～八　［略］